【答申の概要】特定の私立学校における特定時期のいじめに関する調査報告に関する文書 に係る非開示決定に対する審査請求(諮問第224号)

件 名	特定の私立学校における特定時期のいじめに関する調査報告に関する文書に係る非開
	示決定に対する審査請求
本件対象公文書	特定の私立学校における特定時期のいじめに関する調査報告に関する文書
非 開 示 理 由	条例第10条(存否応答拒否)
実 施 機 関	静岡県知事
諮問期日	令和2年9月11日
主 な 論 点	特定の私立学校及び特定の時期を明示して行った本件開示請求に対し、本件対象
	公文書の存否を明らかにすると、条例第7条第2号及び第6号の非開示情報を開
	示することになるとして、非開示(存否応答拒否)とした決定の妥当性

審査会の結論

静岡県知事(以下「実施機関」という。)の決定は、妥当である。

審査会の判断

| 本件対象公文書について

本件開示請求は、「特定の私立中学校におけるいじめに関する調査報告に関する文書(平成29年2月 以降のもの)」の開示を求めたものである。

実施機関の説明によれば、本件対象公文書を実施機関が保有することがあるとすれば、以下の二つの 場合が考えられるとされる。

- ① いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生し、当該 私立中学校から同法第31条で義務付けられた報告に係る文書の提出を受ける場合
- ② 発生したいじめの経緯や態様から、当該私立中学校が重大事態の端緒となり得ると判断した事案 (以下「端緒事案」といい、「重大事態」及び「端緒事案」を総称する場合は、「重大事態等」という。)が発生し、当該私立中学校が任意に行った調査等に係る文書の提出を受ける場合

実施機関は、本件対象公文書については、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号及び第6号の 非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかに せず、本件開示請求を拒否する処分を行ったと説明する。

以下、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

② 条例第10条について

公文書の開示請求があったときは、原則として、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定又は公文書を保有していない旨の決定を行うこととなる。

しかしながら、情報の性質によっては、公文書が存在するか否かを明らかにするだけで、非開示情報 が開示されることと同様の結果を生じ、結果として非開示情報として保護すべき利益が害される場合が ある。

条例第 10 条は、そのような場合、対象となる公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めたものである。

ただし、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、適用に当たっては、これを厳格に 解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

| 本件対象公文書の存否応答拒否について

ア 本件対象公文書の存否を答えることにより明らかとなる情報

いじめ防止対策推進法第28条第1項によれば、重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な事態が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)をいうとされており、同法第31条において、学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、学校を所轄する都道府県知事にその旨を報告しなければならないとされている。

また、実施機関の説明によれば、端緒事案については、都道府県知事への報告義務はないものの、 その重大性に鑑み、学校の判断により任意に情報提供が行われる場合があるとのことである。

そうすると、本件開示請求に対して、本件対象公文書の存否を答えた場合、特定の時期に、特定の 私立中学校において、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じる、あるいは相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされる事態、又はこれらに準ずる重篤ないじめの発生の有無(以下「本 件存否情報」という。)が明らかとなるものと認められる。

そこで、本件存否情報を明らかにすることにより、条例第7条第2号又は第6号の非開示情報を開示することになるか否かについて検討する。

イ 条例第7条第2号本文前段(当該情報のみで特定の個人を識別することができるもの)の該当性に ついて

本件開示請求には、事案関係者の氏名等、特定の個人を識別することが できる情報は記載されて おらず、本件存否情報については、これを公にしたとしても、そのこと自体で特定の個人を識別する ことができるものとは認められない。

ウ 条例第7条第2号本文前段(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの)の該当性について

条例第7条第2号本文前段は、「特定の個人を識別することができるもの」に、当該情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」としている。

実施機関は、事案の発生した学校関係者等にあっては、当該事案の概要を認知している可能性は高く、仮に本件対象公文書が存在するとして、その存否を明らかにした場合、事案の発生した特定の時期及び学校名が明らかとなり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されうると主張している。

しかしながら、本件開示請求においては、上記(3) イで述べたとおり、直 接的に特定の個人を識別することができる情報は記載されておらず、学校関係者等が本件存否情報に含まれるいじめ等の概要を認知しているという仮定的可能性の上に、本件存否情報を入手するという限定的場面を想定して特定の個人を識別しうるかどうかを判断し、条例第 10 条の適用を検討するとすれば、非開示(存否応答拒否)とする情報の範囲が無制限に広がりかねず、条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却することとなるおそれがある。

したがって、特定の時期及び学校名を明示した本件開示請求に対し、本件対象公文書の存否を答えた結果、本件存否情報が明らかになったとしても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとまでは認められない。

エ 条例第7条第2号本文後段(特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお 個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの)の該当性について

条例第7条第2号本文後段は、特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報について非開示とすることとしている。

これは、カルテや反省文のような個人の人格と密接に関係する情報については、特定の個人を識別することができないものであるとしても、当該個人が当該情報の流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではない、との考え方によるものである。

本件存否情報は、人格形成過程にある中学生のいじめに関する情報であり、特定の個人が重大事態等に関わる事案関係者であったという情報は、当該個人の人格に密接に関わる機微な情報である。

学校においていじめが発生した場合、学校、当該学校を所轄する都道府県知事等の関係者が連携して問題の解決に取り組むこととなるが、当該いじめに関する情報の提供は、通常、その問題解決に必要な範囲内において是認されるものであり、属性や目的を問わず、何人にも認められている開示請求において、本件対象公文書の存否を応答することにより、本件存否情報が公にされ、関係者の範囲を超えて情報が拡散することになれば、重大事態等に関わる自己情報をコントロールすることが困難となる。

したがって、本件存否情報は、これを明らかにしたとしても特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれのあるものとして、条例第7条第2号本文後段の非開示情報に該当すると認められる。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

■ 審査請求人のその他の主張について

ア いじめ防止条例との関係について

審査請求人は、いじめ防止条例の前文において、子どもが安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があると述べられているにもかかわらず、実施機関は、県と私立学校だけで情報を共有し対応するため、一県民の公文書開示請求には応じられないとして情報を隠すなど、社会総がかりとはかけ離れた対応であると主張する。

しかし、公文書開示請求制度においては、その目的を問わず、何人にも公文書の開示請求権を認めており、公文書の開示にあたっては、開示請求者の属性を問わず、対象となる情報が個人情報など条例で定める非開示情報に該当するか否か、当該情報の性質によって判断すべきものであるから、審査請求人の主張は、条例に基づき本件処分の妥当性を審議する当審査会の判断に影響を与えるものではない。

イ ○○市の行った公文書部分開示決定について

審査請求人は、自らが○○市に対して行った公文書開示請求の結果、決定された部分開示決定の写しと開示された文書の写しを添付し、同市の事例と比較すべきである旨主張する。

審査請求人が○○市に対して行った開示請求は、○○市が設置する公立学校におけるいじめに関する文書についてなされたものであり、当該公立学校の設置者である○○市が当該いじめに関する文書の部分開示決定を行ったものである。

一方、本件開示請求は、特定の私立学校におけるいじめに関し、所轄庁である知事が保有する文書 についてなされたものである。

いじめ防止対策推進法において、学校における相談体制の整備等いじめの早期発見のための措置 (第 16 条)及び児童生徒への指導助言等いじめに対する措置(第 23 条)は、学校及び学校の設置者 において行うこととされていることを踏まえれば、公立学校の設置者である○○市が当事者の事案 と、私立学校の所轄庁である知事が保有する公文書の開示請求に対する本件処分を同列に論ずること は適当ではない。

(5) 結論

本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第7条第2号本文後段の非開示情報を開示することとなるため、条例第7条第6号の該当性については判断するまでもなく、条例第10条に基づき、公文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否した本件処分は妥当であると判断する。

※反対意見について

審査会の結論は、上記のとおりであるが、本件については、委員1名から反対意見があった。